

ID: 1630

担当部署: 福祉課

処分の概要	指定障害児相談支援事業者の指定の取消し等
法令名 根拠条項	児童福祉法 第24条の36
法令番号	昭和22年法律第164号
<p>【基準】</p> <p>法第24条の36の規定による。</p> <p>第24条の36 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児相談支援事業者に係る第24条の26第1項第1号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の28第2項において準用する第21条の5の15第3項第5号、第5号の2又は第13号のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の30第3項の規定に違反したと認められるとき。 (3) 指定障害児相談支援事業者が、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第24条の31第1項の内閣府令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。 (4) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の31第2項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定障害児相談支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。 (5) 障害児相談支援給付費の請求に関し不正があつたとき。 (6) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の34第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (7) 指定障害児相談支援事業者又は当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業員が、第24条の34第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (8) 指定障害児相談支援事業者が、不正の手段により第24条の26第1項第1号の指定を受けたとき。 (9) 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (11) 指定障害児相談支援事業者の役員又は当該指定に係る障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 	
備考	

設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	令和5年10月1日